

**新型コロナウイルスに係る
JASSO 災害支援金に関する Q & A**

【Q1】 JASSO 災害支援金は、返還の必要がありますか。

A 1. 返還の必要はありません。

【Q2】 日本学生支援機構の奨学金を受給していない留学からの帰国です。JASSO 災害支援金を申請できますか。

A 2. 申請資格を満たさないため、申請できません。

次の条件を全て満たした学生等からの申請のみとなります。

- ・ JASSO の奨学金等を受給して留学しており、帰国を余儀なくされた学生等
- ・ 検疫強化対象地域として指定された日から指定が解除された日までの間に当該地域から日本に帰国した者

※JASSO の奨学金等とは次のものを指す。

- ・ 「海外留学支援制度」(学部学位取得型、大学院学位取得型、協定派遣)
- ・ 「官民協働海外留学支援制度」～トビタテ！留学 J A P A N 日本代表プログラム～

※検疫強化対象地域については申請要項 P.4 の別表参照

【Q3】 他の団体の奨学金や支援を受けています。申請できますか。

A 3. 他の団体の奨学金や支援を受けていても、A 2. に記載されている申請資格を満たしていれば、申請できます。

【Q4】 申請はいつまで受け付けられますか。

A 4. A 2. に記載されている申請資格を満たし、かつ帰国日の翌月から 6 か月を超えない期間内に本機構へ申請書類を提出する必要があります。例えば、帰国日が 4 月中の場合は、同年 10 月 31 日(消印有効)が受付期限となります。

【Q5】 支給される人数の制限はありますか。

A 5. 制限はありません。条件を満たしている方すべてに支給されます。申請資格を満たす学生等は受付期間内に申請するようにしてください。

【Q6】 申請書類に不備があったため、返送されました。いつまでに再提出すればよいですか。

A 6. 返送の際に提示されている再提出期限までに再提出してください。返送してからおよそ2週間を目安に設定しています。

【Q7】 申請書に登録者番号（個人番号）を記載するのはなぜですか。記載しない場合はどうなりますか。

A 7. 登録者番号（個人番号）により、留学期間を確認し日本学生支援機構の奨学金受給期間内の帰国かどうかを判定します。記載がない場合は、申請書類不備で返送しますので記載漏れのないようにしてください。

【Q8】 書類はどこに送ればよいですか。

A 8. 下記の宛先までお送りください。

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課寄附金室 JASSO 災害支援金担当

なお、書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 災害支援金申請書等在中」と朱書きのうえ、簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。